

新規テナント出店応援・空き店舗リノベーション助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 コロナ禍を契機に本町への移住を決め、新たに空き店舗をリノベーションし、地域経済の活性化を図ろうとする者を応援すべく、空き店舗改修費用の一部を補助金として交付することに関し、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 移住者 町外に居住している者が、町内に住み続けることを目的として転入する者
- (2) リノベーション 既存の建物に対して、新たな機能や価値を付け加える改装工事をいう。
- (3) 空き店舗 平成29年5月31日以前に建築された建築物とし、申請時において事業を行っていない店舗（併用住宅における店舗部分を含む。）をいう。
- (4) 新規テナント 町内の空き店舗を購入または賃貸借し、新たに事業を開始することをいう。
- (5) 出店 次に掲げるいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 移住者が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出を行い、町内で新たに事業を開始する場合
 - イ 移住者が町内に本店所在地を置く法人を設立し、自らが代表者となって町内で新たに事業を開始する場合
- (6) 定住 町の住民基本台帳に記録され、かつ、その生活基盤を専ら町内に置き、町の住民として5年以上居住することをいう。
- (7) 市町村税等 個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、町内にある空き店舗を活用して事業を開始し、継続してその事業を展開する見込みのある個人（移住者）であって、交付申請時において以下の要件を満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合にはこの限りではない。

- (1) 市町村税等を滞納していないこと。
- (2) 年齢が60歳未満で、次に掲げるいずれかの者であること。

ア 町外に居住し、町内に定住する意思のある者

イ 令和2年4月1日以降に町内に居住し、町内に定住する意思のある者

(3) 事業開始後、3年以上継続して当該事業を継続する意思があること。

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条第2項の風俗営業者

(2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者であるとき。

(3) 代表者、役員、又は使用人その他の従業員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員若しくは暴力団と密接な関係を有する者であるとき。

(4) その他町長が適切でないと判断する事業を行うとき。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費とは、店舗のリノベーションにかかる費用であって、別表1に掲げるものとする。

2 前項の補助対象経費について、同様の支援・補助等を受けている又は受ける予定である場合は、補助対象経費から当該支援・補助等の額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額又は50万円のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、新規テナント出店応援・空き店舗リノベーション助成事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、申請を行う者が松島町創業支援事業補助金の申請をしているときは、第2号の書類を省略することができる。

(1) 申請者及び居住している者の全ての世帯員について、交付申請時点における市町村税等の未納がないことの証明書

(2) 新規テナント出店応援・空き店舗リノベーション助成事業補助金事業計画書（様式第2号）及び 新規テナント出店応援・空き店舗リノベーション助成事業補助金事業収支予算書（様式第3号）

- (3) 工事に要する経費の内訳が確認できる資料
- (4) 店舗の建築年数を証明する書類（登記事項証明書等）
- (5) 付近見取図、工事箇所の図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前項の申請書類を審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し新規テナント出店応援・空き店舗リノベーション助成事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことが適当と認めるときは、新規テナント出店応援・空き店舗リノベーション助成事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の手続）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、新規テナント出店応援・空き店舗リノベーション助成事業補助金事業変更（中止）承認申請書（様式第6号）に、内容変更の場合にあつては変更内容を証する書類を添えて、速やかに、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の書類の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、新規テナント出店応援・空き店舗リノベーション助成事業補助金事業変更（中止）承認通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、新規テナント出店応援・空き店舗リノベーション助成事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとし、その提出期限は開業した日から起算して30日以内又は令和5年2月28日のいずれか早い日までとする。

2 規則第12条の規定により、実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 施工箇所の図面及び写真（施工中、施工後の状況を撮影したもの）
- (2) リノベーション工事の契約書の写し
- (3) 第4条各項に掲げる経費に係る領収書
- (4) その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 規則第13条による補助金の額の確定は、新規テナント出店応援・空き

店舗リノベーション助成事業補助金額確定通知書(様式第9号)によるものとし、町長は、前条の規定による報告があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、交付決定者に通知するものとする
(補助金の請求)

第11条 補助金の請求は、新規テナント出店応援・空き店舗リノベーション助成事業補助金請求書(様式第10号)によるものとする。

(交付決定の取り消し)

第12条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対して補助金の返還を求めるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により返還を求められた場合には、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月28日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助に関する規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 4 条関係)

区分	工事内容
増築	既存の店舗部分の存しない箇所に、新たに店舗部分を拡張する工事
改築	既存の店舗部分の一部を取り壊し、当該店舗部分が存した箇所に店舗部分を改めて建築する工事
改修	<p>1 店舗の耐久性を高める工事</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高めるために必要な工事</p> <p>2 店舗の安全性又は防災上必要な工事</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、梁、筋かい等について有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 外壁の等防火性能を高める工事</p> <p>(4) 屋根を不燃材で葺き替える等の工事</p> <p>(5) 段差解消、スロープ等の設置又は改修工事</p> <p>(6) その他安全上又は防災上必要な工事</p> <p>3 店舗の機能の向上を図るための工事又は店舗の衛生上必要な工事</p> <p>(1) 襖・障子・網戸・畳の張替を行う工事</p> <p>(2) 床材・内壁・天井の貼り替え、内装の塗装工事</p> <p>(3) 扉、窓ガラス・サッシの交換工事</p> <p>(4) 店舗間仕切りの変更等の模様替えを行う工事</p> <p>(5) 厨房等の給排水・衛生（換気を含む）設備工事</p> <p>(6) その他環境を良好にするため又は店舗の衛生上必要な工事</p> <p>(7) 冷暖房設備（エアコン等）の設置費用</p> <p>(8) 環境負荷低減に資する工事（断熱、LED照明設置による省力化やCO2削減による環境への配慮等を目的とした工事。ただし、太陽光発電設備は対象外とする。）</p> <p>4 新しい生活様式に対応する工事</p> <p>(1) タッチレスドア等の設置工事</p> <p>(2) 機能性壁紙（抗ウイルス対応の壁紙等）の張替え工事</p> <p>(3) その他、感染症対策のために必要な工事</p>